

絶対に知っておきたい「医療費控除の明細書」記入の注意点

2月13日発行の第858号「コロナ禍の『医療費控除』～スマホを使って申告できる」の記事で、医療費控除の手続きについて解説しました(執筆:浅田里花)。

今回は、控除を受ける際に添付する「医療費控除の明細書」の記入上の注意点について取り上げます。

●補てんされる金額に注意!

明細書の記入のコツをケースで見てください。

社員の生活太郎さん一家の昨年かかった医療費は、以下の通り。

- ・太郎さん:歯のインプラント治療にかかった費用は50万円
- ・妻の花子さん:乳がんの手術で入院し、医療費は10万円(高額療養費適用後)。民間医療保険からの入院・手術給付金は30万円

下記の図は「明細書」を一部抜粋したものです。図にある通り、「医療

を受けた人」、「病院・薬局などの支払先」ごとに、「(4)支払った医療費の額」と、「(5)生命保険や社会保険などで補てんされる金額」を記入します。

花さんは医療保険から給付金を受け取っているため、支払った医療費から差し引きます。花さんが受け取った給付金は30万円ですが、【正しい記入例】には「10万円」とあります。これがひとつ目の注意点です。

(5)の欄には「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」とあるので、補てんされる額は花さんが支払った医療費10万円が上限となります。

下の「医療費の合計」の欄には、各列の合計額を記入します。そこから足切りの10万円(総所得金額が200万円以下の方は総所得金額の5%)を引いた額が医療費控除額となります。【正しい記入例】のケースでは、40万円の控除を受けられます。

【間違えている記入例】は(5)の欄に受け取った給付金を30万円と記入しています。すると、控除額は20万円に減ってしまいます。

花さんの支払った10万円の医療費を上回る給付金額(30万円)を記入することで、超過分の20万円が太郎さんのインプラント治療費から差し引かれてしまうからです。

控除額が少なくなると、還付される税金も少なくなり損をします。間違えないでください。

もう一つ注意点があります。仮に花さんががん保険に入っていて、「がん診断給付金」を受け取ったとしても、それは「補てんされる金額」として差し引く必要はありません。

がん診断給付金は「がんの確定診断がされたことにより支払われる」ものであり、入院や手術の医療費等の補てんとして給付されるものではないことを覚えておきましょう。

ちなみに、悪性がん、急性心筋梗塞、脳卒中で一定要件を満たしたときに一時金で支払われる「3大疾病保険金」や「特定疾病保険金」も「がん診断給付金」と同じ扱いですので、「補てんされる金額」の対象とはなりません。

国税庁のサイトの「確定申告特集」で「医療費明細書 Excel版」をダウンロードすると、画面上で作成できる便利なのですが、ここにも注意点があります。

セルに計算式が入っており、最終的な医療費控除額も自動的に算出されます。ところが、なぜか「(5)補てんされる金額」の欄に「補てんされる金額は支払った医療費が上限」となるような関数が入っていません。補てんされる金額を医療費より多く入力してもエラーがでないため、「『補てん金額』は受け取ったお金の全額ではない!」を念頭に置きながらエクセルシートに入力しないと、正しい控除は受けられないことを覚えておきましょう。

(クルー 深田晶恵)

【医療費控除の明細書の記入のポイント】

【正しい記入例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
生活太郎	白山歯科	500,000円	0円
生活花子	文京大学病院	100,000円	100,000円
省略			
医療費の合計		(4)の合計額 600,000円	(5)の合計額 100,000円

◆控除額の計算 { (4) 支払った医療費の合計 - (5) 補てんされる金額 - 10万円 }

$$60万円 - 10万円 - 10万円 = 40万円$$

【間違えている記入例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
生活太郎	白山歯科	500,000円	0円
生活花子	文京大学病院	100,000円	300,000円
省略			
医療費の合計		(4)の合計額 600,000円	(5)の合計額 300,000円

◆控除額の計算 { (4) 支払った医療費の合計 - (5) 補てんされる金額 - 10万円 }

$$60万円 - 30万円 - 10万円 = 20万円$$